

個人通報制度の実現を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成26年12月16日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 七 海 喜久雄

個人通報制度の実現を求める意見書

国連自由権規約など、日本政府も批准している各種人権条約において、選択的議定書等の形で個人通報制度が定められているものがある。個人通報制度は、当該条約に規定された人権を侵害された個人が、国内における人権救済制度（訴訟等）によっても救済がなされなかった場合に、当該条約の定める人権条約機関に対して、直接に救済を求めることを可能とする制度である。個人通報がなされた場合、人権条約機関は、その人権侵害状況を調査、審議した上で、人権侵害があると認定すれば、当該国の政府に勧告等を行うことができ、当該国内における人権救済と人権保障の改善に資するものである。

しかし、日本政府は、国連自由権規約や女性差別撤廃条約など、自ら批准している人権条約のいずれについても、個人通報制度に関する選択的議定書等を批准しておらず、個人通報制度は、日本においては導入が実現していない。

これは、いわゆる先進国の状況から立ち遅れているというだけでなく、アジア諸国でも個人通報制度をすでに導入している国が増加している現状からも立ち遅れており、このままでは、日本は諸外国から「人権後進国」とみなされかねない状況にある。

日本に住む個人の人権を尊重し、日本社会が人権を尊重する社会として国際的な信頼を高めるためにも、日本が個人通報制度の導入を実現することが必要である。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

個人通報制度を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

郡山市議会